

藤沢市救急医療機関外国籍市民対策費補助金交付要綱

制定 平成 5年4月1日

改正 平成24年7月9日

(目的)

第1条 この要綱は、本市及び神奈川県の救急医療体制の円滑な運営に資するために、救急医療機関において、医療費の負担能力に欠ける外国籍市民（以下「外国籍市民」という。）に係る救急医療に関し発生した損失医療費について、当分の間、予算の範囲内において補助金を交付することについて、救急医療機関外国籍県民対策費補助要綱（平成5年4月1日施行神奈川県要綱）、救急医療機関外国籍県民対策費補助事務取扱要領（平成5年4月1日適用神奈川県要領）及び藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 救急医療機関 別表の医療機関をいう。
- (2) 救急医療 急病又は事故等による急性期の傷病で、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）により保険診療と認められる範囲のうち、診療した医師が救急と認める医療をいう。
- (3) 外国籍市民 日本の国籍を有しないもののうち、市内に居所を有する者をいう。ただし、次に掲げる者は除く。
 - ア 分割払い等の手段により医療費の弁済を行っている者又は行うことを約束している者
 - イ 親族又は雇用主等が医療費の弁済を行っている者又は行うことを約束している者
 - ウ 労働者災害補償保険又は自動車損害賠償保険等が適用され、医療費の弁済が行われる者
 - エ 公的医療保険制度に加入している者、生活保護法（昭和25年法律第144号）、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）等の法令に基づく制度が適用され、医療費の弁済が行われる者
 - オ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の規定による仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可及び遭難による上陸の許可を受けた者

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、外国籍市民が救急医療機関において救急医療による治療を受け、当該外国籍市民の責務により医療費の弁済が行われない前年度の医療費のうち、原因が当該救急医療機関の責務によらないもので回収に相当の努力をしたにもかかわらず生じた損失医療費とする。

(補助額)

第4条 救急医療機関において入院を必要としたものにあつては、患者1人当たり、入院の日から14日を限度として要した経費のうち、当該年度に適用される厚生労働省告示に基づく診療報酬の算定方法（以下「算定方法」という。）に基づき算定される入院料等の診療報酬に相当する額を補助額とする。ただし、特別な事情がある場合は、14日を超えて補助額とすることができる。

2 救急医療機関において医師が診察した結果、他の二次救急医療機関又は救命救急センターへ救急搬送又は転送して入院に至ったものにあつては、患者1人当たり、算定方法に基づき積算

される初診料等の診療報酬に相当する額を補助額とする。

- 3 前2項の補助額の算定にあたり、1件1人当たりの額が1,000千円を超えるときは、1,000千円を補助額とする。ただし、特別な事情がある場合は、1,000千円を超えて補助額とすることができる。
- 4 救急医療機関ごとの補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、藤沢市救急医療機関外国籍市民対策費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、10月15日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 救急医療機関外国籍市民患者受診状況表(第2号様式)
- (2) 救急医療機関外国籍市民対策費補助患者別所要額明細書(第3号様式)
- (3) 未収金整理経過報告(第4号様式)
- (4) 回収経過記録(第5号様式)

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢市救急医療機関外国籍市民対策費補助金交付決定通知書(第6号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(事業の計画変更)

第7条 前条の規定により補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに藤沢市救急医療機関外国籍市民対策事業計画変更承認申請書(第7号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、藤沢市救急医療機関外国籍市民対策事業計画変更承認通知書(第8号様式)により通知する。

(補助金の交付時期)

第8条 補助金の交付時期は、第6条の規定により補助金交付の決定がなされた年の12月とする。

- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を11月30日までに市長に提出しなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第9条 補助金の交付を受けたものは、藤沢市救急医療機関外国籍市民対策事業実績報告書(第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 救急医療機関外国籍市民対策費補助実績額明細書(第10号様式)
- (2) 未収金整理結果報告(第11号様式)
- (3) 回収経過記録(第5号様式)

(救急医療機関の責務)

第10条 救急医療機関は第2条に係る者の損失医療費に対する責任者を定め、回収に相当な努力を行うとともに、その経過を救急医療機関外国籍市民患者受診状況表(第2号様式)等により記録し、補助を受けた年度の翌年度から5年間保存するものとする。

- 2 救急医療機関は、報告後も回収についての善良な努力を行うものとする。

(補助金の返還)

第11条 救急医療機関は、補助金交付後に当該傷病者又はその関係者等から医療費を徴収したときは、次によりその相当額を返還するものとする。

(1) 徴収額が補助額を超える場合 交付額の全額

(2) 徴収額が補助額に満たない場合 徴収額

(個人情報保護)

第12条 この事業により得た外国籍市民に関する個人情報については、法令に基づくもののほかは事業の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市救急医療機関外国籍市民対策費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象となる救急医療機関は次の範囲とする。

医療体制	医療機関種別	対象患者の範囲
初期救急	休日夜間急患センター、休日夜間急病診療所	当該医療機関で診療した救急患者のうち、二次救急医療機関又は救命救急センターへ救急搬送又は転送して入院に至ったもの
	休日急患歯科診療所	〃
	在宅当番医制	当該医療機関で当番日に診療した救急患者のうち、二次救急医療機関又は救命救急センターへ救急搬送又は転送して入院に至ったもの
特殊救急	眼科救急医療システム 参加病院・診療所	当該医療機関で当番日に診療した救急患者のうち、入院に至ったもの
		当該医療機関で診療した後、二次救急医療機関又は救命救急センターへ救急搬送又は転送して入院に至ったもの
	耳鼻咽喉科救急医療システム 参加病院・診療所	〃
二次救急	救急告示病院・診療所	当該医療機関で診療した全救急患者のうち、入院に至ったもの
		当該医療機関で診療した後、二次救急医療機関又は救命救急センターへ救急搬送又は転送して入院に至ったもの
	病院群輪番制病院	当該医療機関で当番日に診療した全救急患者のうち、入院に至ったもの
		当該医療機関で診療した後、二次救急医療機関又は救命救急センターへ救急搬送又は転送して入院に至ったもの

注 病院等で、病院群輪番制と救急告示を同一施設で行っているものにあつては、いずれの制度で診療を行ったものも対象とする。